

平成30年8月31日（金）  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、有資格業者4社に対して、指名停止措置を行ないました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ  
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ  
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

オシハ キミコ

大柴 公彦（内線2511）

総務部経理調達課長

オシカ マサヒ

堀川 雅弘（内線5870）

○総務部契約課建設専門官

オシハラ ミル

石原 稔（内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
① 株式会社高島屋	大阪府大阪府中央区難波5丁目1番5号
② 株式会社そごう・西武	東京都千代田区二番町5番地25
③ 株式会社名鉄百貨店	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目2番1号
④ 伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪府北区梅田3丁目1番3号

### 2. 指名停止措置期間

③の業者：平成30年8月31日から平成30年10月30日まで（2ヵ月）

①②④の業者：平成30年8月31日から平成30年9月30日まで（1ヵ月）

### 3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

公正取引委員会は、全日本空輸株式会社が発注する制服の入札参加者に対し、平成30年7月12日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者を公表した。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者らが、独占禁止法に違反したことは、信頼関係を著しく損なう行為であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する。

また、前記措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第5号>

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内